



県章



平成22年
10月29日(金)
第8836号

目次

ページ

規則

- 群馬県財務規則の一部を改正する規則(会計課) 2

告示

- 特定有害物質によって汚染されている区域の指定の解除(環境保全課) 3
- 鳥獣保護区設定の告示の一部改正(自然環境課) 3
- 同 3
- 解除予定保安林(森林保全課) 4

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO・ボランティア推進課) 4
- 土地改良区の解散認可(農村整備課) 5
- 土地改良事業共同施行の認可(同) 5

教育委員会規則

- 群馬県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則(総務課) 6

落札

- 落札者等の決定(心臓血管センター) 7

■ 告 示

◎群馬県告示第301号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、平成20年群馬県告示第166号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域について、当該指定を次のとおり解除する。

平成22年10月29日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除する区域 館林市近藤町字障子178番186の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 ほう素及びその化合物

◎群馬県告示第302号

鳥獣保護区設定の告示(昭和45年群馬県告示第507号)の一部を次のように改正し、平成22年11月1日から施行する。

平成22年10月29日

群馬県知事 大澤 正 明

表を次のように改める。

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
黒滝山鳥獣保護区	甘楽郡南牧村の一部で、県道黒滝山小沢線と観音岩に向かう稜線との交点を起点とし、これから同稜線を南に進んで観音岩に至り、これから見晴台に向かう稜線を西に進んで見晴台に至り、これから21段梯子に向かう稜線を北西に進んで21段梯子に至り、これから村道大道線に向かう稜線を北に進んで村道大道線との交点に至り、これから滝峠国有林と民有地の境界を北東に進んで日東岩に至り、これから県道黒滝山小沢線へ向かう稜線を南南東に進んで県道黒滝山小沢線との交点に至り、これから同県道を東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域(47ヘクタール)	平成22年11月1日から平成42年10月31日まで	1 指定区分 愛護地区 2 指定目的 鳥獣の保護、繁殖のため

◎群馬県告示第303号

鳥獣保護区設定の告示(昭和55年群馬県告示第770号)の一部を次のように改正し、平成22年11月1日から施行する。

平成22年10月29日

群馬県知事 大澤 正 明

表を次のように改める。

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針